

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第 18 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「この場合において、」の次に「給与条例」を加える。

第14条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第14条の2第2項中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第31条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前項の規定によることができない場合又は同項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に管理者の定めるところにより、又はあらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第2条 燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第14条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第14条第2項及び第14条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。